

令和6年7月17日

内閣府「賃上げを幅広く実現するための政策アイデアコンテスト」における
「残業から副業へ。すべての会社員を個人事業主にする。」と題するアイデアに関する声明

全国社会保険労務士会連合会

今般、内閣府において「賃上げを幅広く実現するための政策アイデアコンテスト」が開催され、「残業から副業へ。すべての会社員を個人事業主にする。」と題する応募アイデアが「優勝アイデア」として表彰されたところである。

我々、社会保険労務士は労務管理及び労働社会保険の専門家として「人を大切にす
る企業づくり」をコーポレートメッセージに掲げており、中小企業の労務管理の実態
に即した適切な相談指導を行ってきた観点から、当該アイデアについては、労働時間
及び社会保険料の捉え方に問題があると考えます。

そもそも労働契約に基づき、労働者が使用者の指揮命令下で労働した結果、勤務時
間内に業務が完了せず、時間外労働が発生しているものについて、時間で「労働契約
に基づく労働者としての労働」と「業務委託契約に基づく個人事業主としての業務」
とに切り分けることは、労働基準法に定める割増賃金の支払い義務を免れるための行
為とみられ、法の趣旨に反するものと考えられる。

また、健康保険、厚生年金保険等の社会保険制度は労働者と家族（被扶養者、遺
族）の生活を守るセーフティーネットであり、報酬に応じた保険料を納付することによ
って労働者とその家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的としているところ
、事業主が社会保険料を「コスト」と捉えその負担を免れるため、あるいは労働者
がいわゆる手取りの給与額を増やそうとするがため、業務委託契約により、その適用
から除外することは、制度の趣旨に反する行為であると考えます。

以上を踏まえ、当会としては当該アイデアについては、以上に指摘した重大な問題
が存するものと考えるところであり、国民の誤認を招くことのないよう、相当の配慮
がなされるべきと考えます。